

平成 19 年度 健全化判断比率・資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 20 年 4 月から一部施行され、この法律により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標と公営企業ごとの資金不足率を議会に報告し、公表することとされました。

公表することとなるのは、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率（以下（「健全化判断比率」といいます。）の 4 指標と⑤資金不足比率です。

健全化判断比率のうち 1 つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を定め、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

斜里町の平成 19 年度の健全化判断比率・資金不足比率は下表のとおり、すべてが早期健全化基準を下回りました。

斜里町の健全化判断比率

(単位：%)

指 標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	14.2	128.0
早期健全化基準	14.80	19.80	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※赤字額がないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄は「—」と表示しています。

なお、実質収支は 1 億 5 千万円(2.96%)の黒字、連結実質収支は 7 億 3 千万円(13.71%)の黒字です。

※連結実質赤字比率の財政再生基準（財政再生計画を策定する基準）は、3 年間の経過措置が設けられており、平成 22 年度決算では 35%、平成 23 年度決算からは 30%となります。

斜里町の会計別資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業会計	—	経営健全化基準 20.0%
水道事業会計	—	
公共下水道事業 特 別 会 計	—	

※資金不足額がないことから、資金不足比率の欄は「—」を表示しています。